

『保険診療の手引』2024年6月版 正誤・追補(2024.7.22)

※訂正箇所は**ゴシック太字下線**で表示しております。※今回追加したものは太枠で示しております。

※追補は■印を付しています。

頁	訂正箇所	誤	正																																
P1~P1968																																			
5	左段上から11行目	第2款 筋骨格系・ 四肢 ・体幹	第2款 筋骨格系・ 四肢 ・体幹																																
225	B001・37 慢性腎臓病透析予防指導管理料の「併せて算定できないもの」欄	<ul style="list-style-type: none"> ・外来集団栄養食事指導料 ・集団栄養食事指導料 ・在宅時医学総合管理料 ・施設入居時等医学総合管理料 	<ul style="list-style-type: none"> ・外来栄養食事指導料 ・集団栄養食事指導料 ・在宅時医学総合管理料 ・施設入居時等医学総合管理料 																																
512	往診料と緊急往診加算、夜間・休日往診加算、深夜往診加算の表	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>その他の医療機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">昼 間</td> <td>720</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">別に定める患者 (①②③)</td> <td>診療従事者の緊急往診</td> <td>1,045</td> </tr> <tr> <td>夜間（午後6時から午前8時） （深夜を除く）</td> <td>1,045</td> </tr> <tr> <td>休日（日・祝日、12/29~1/3）</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">深 夜 （午後10時から午前6時）</td> <td>2,020</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		その他の医療機関	昼 間		720	別に定める患者 (①②③)	診療従事者の緊急往診	1,045	夜間（午後6時から午前8時） （深夜を除く）	1,045	休日（日・祝日、12/29~1/3）		深 夜 （午後10時から午前6時）		2,020	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>その他の医療機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">昼 間</td> <td>720</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">別に定める患者 (①②③)</td> <td>診療従事者の緊急往診</td> <td>1,045</td> </tr> <tr> <td>夜間（午後6時から午前8時） （深夜を除く）</td> <td>1,370</td> </tr> <tr> <td>休日（日・祝日、12/29~1/3）</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">深 夜 （午後10時から午前6時）</td> <td>2,020</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		その他の医療機関	昼 間		720	別に定める患者 (①②③)	診療従事者の緊急往診	1,045	夜間（午後6時から午前8時） （深夜を除く）	1,370	休日（日・祝日、12/29~1/3）		深 夜 （午後10時から午前6時）		2,020
区 分		その他の医療機関																																	
昼 間		720																																	
別に定める患者 (①②③)	診療従事者の緊急往診	1,045																																	
	夜間（午後6時から午前8時） （深夜を除く）	1,045																																	
	休日（日・祝日、12/29~1/3）																																		
深 夜 （午後10時から午前6時）		2,020																																	
区 分		その他の医療機関																																	
昼 間		720																																	
別に定める患者 (①②③)	診療従事者の緊急往診	1,045																																	
	夜間（午後6時から午前8時） （深夜を除く）	1,370																																	
	休日（日・祝日、12/29~1/3）																																		
深 夜 （午後10時から午前6時）		2,020																																	
533	中見出し部分の番号修正	<p>(16) 患者1人当たりの平均訪問診療回数が12回以上の場合の取扱い</p> <p>(17) 在宅医療DX情報活用加算</p> <p>(18) 往診の翌日の訪問診療の取扱い</p> <p>(19) 患者における診療時間が1時間を超える・・・</p> <p>(20) 患者の負担とする交通費は実費とする。</p>	<p>(17) 患者1人当たりの平均訪問診療回数が12回以上の場合の取扱い</p> <p>(18) 在宅医療DX情報活用加算</p> <p>(19) 往診の翌日の訪問診療の取扱い</p> <p>(20) 患者における診療時間が1時間を超える・・・</p> <p>(21) 患者の負担とする交通費は実費とする。</p>																																
1008	下段「明細書記載の要点（入院）」(6)の下に右を挿入	【「摘要」欄にコードが設けられている事項】																																	
■ 1147	上から2行目	入院中の患者以外の患者について、各年 6月1日 から7日までの・・・	入院中の患者以外の患者について、各年 7月1日 から7日までの・・・																																
1770	下から1行目	【編注】 介護老人保健施設入所者に係る取り扱い→ P.1863	【編注】 介護老人保健施設入所者に係る取り扱い→ P.1683																																
1777	右段下から17行目	小規模多機能型居宅介護 事務所 、・・・	小規模多機能型居宅介護 事業所 、・・・																																
入院分冊 (P1969~)																																			
1970	左段上から11行目	第2款 筋骨格系・ 四肢 ・体幹	第2款 筋骨格系・ 四肢 ・体幹																																
2057	上から2行目と3行目の間に右を挿入	<p>「医療区分・ADL区分等に係る評価票（療養病棟入院基本料又は有床診療所療養病床入院基本料）」の記入に当たっては、各項目の「項目の定義」に該当するか否かを判定すること。また、各項目の評価の単位については、「評価の単位」及び「留意点」に従うこと。</p> <p>なお、「該当する」と判定した場合には、診療録にその根拠を記載すること。ただし、判定以降に患者の状態等の変化がない場合には、診療録に記載しなくても良いが、状態等の変化が見られた場合には診療録にその根拠を記載すること。</p>																																	
2058	下から4行目	I 算定期間に限りがない区分	II 算定期間に限りがない区分																																
2059	上から15行目	【算定期間に限りがない区分】	削除																																
2059	下から9行目	留意点 J045人工呼吸の「 35時間 を超えた場合（1日につき）」を算定している場合に限る。	留意点 J045人工呼吸の「 3 5時間 を超えた場合（1日につき）」を算定している場合に限る。																																
2060	上から14行目~15行目	本項目に該当する。なお、毎月末において当該酸素療法を必要とする状態に該当しているか確認を行い、その結果を診療録等に記載する。	本項目に該当する。なお、毎月末において当該酸素療法を必要とする状態に該当しているか確認を行い、その結果を診療録等に記載する。																																
2061	下から9行目の次に右を挿入	○項目 31. 欠番																																	

